

一般社団法人 日本戦没者遺骨収集推進協会

役員報酬基準

規程第2号

平成28年6月7日

法人設立連絡会議決定

(目的)

第1条 この基準は、一般社団法人日本戦没者遺骨収集推進協会（以下「本協会」という。）の定款第32条及び第35条第5項に基づき、役員の報酬並びに費用に関し必要な事項を定めるものである。

(定義等)

第2条 この基準において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、定款第25条に基づき置かれる理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、常勤して勤務する役員をいう。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 報酬とは、職務遂行の対価として受ける報酬及び退職慰労金であつて、費用とは明確に区分されるものとする。
- (5) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む。）等の経費をいう。

(報酬の支給)

第3条 本協会は、常勤役員及び非常勤役員の職務遂行の対価として報酬を支給することができる。

- 2 常勤役員の報酬は、本基準に定める月額基本報酬、地域手当、特別手当及び退職慰労金とする。
- 3 非常勤の理事及び監事の理事会出席並びに監事の監査業務のための出勤には、報酬を支給することができる。

(常勤役員の報酬の額)

第4条 常勤役員には、別表「常勤役員月額報酬表」により、理事会が決めた額を支給する。

- 2 月の途中で異動を生じたときの常勤役員の報酬月額、は、日割り計算によって計算した額とする。

- 3 定款第 27 条第 5 項による専務理事代行理事が現実に代行業務を遂行した場合は、現専務理事の月額報酬を基準に、代行日数に応じた日割り計算で報酬を支給する。

(地域手当)

第 5 条 常勤役員の地域手当は、職員給与規程に準じて支給する。

(特別手当)

第 6 条 特別手当は、6 月 1 日及び 12 月 1 日（以下これらの日を「基準日」という。）に在職する常勤役員に支給する。これらの基準日の 1 か月以内に退任し又は死亡した役員についても定款第 31 条による解任の場合を除き同様とする。

- 2 特別手当の額は、それぞれの基準日において役員が受けるべき報酬月額と地域手当を合算した額に、6 月に支給する場合においては 100 分の 197.5、12 月に支給する場合においては 100 分の 222.5 を乗じて得た額を基礎として、基準日以前にその者の在職期間に応じて、職員給与規程の割合を乗じて得た額とする。

(通勤手当及び旅費)

第 7 条 常勤役員の通勤手当及び用務による出張における費用は、職員給与規程の通勤手当及び旅費規程により支給する。

(退職慰労金)

第 8 条 常勤役員が退職した場合においては、在職 1 月につき、その者の退職の日における報酬月額の 120 分の 10 を乗じて得た額に相当する金額を退職慰労金として支給する。

- 2 在職期間の計算は選任の日から暦に従って計算し、1 月に満たない端数はこれを切り捨てる。
- 3 常勤役員が退任した同日又は翌日再び同一の役員になったときは、前項の在職期間は引き続き在職したものとみなす。
- 4 常勤役員が定款第 31 条により解任された場合には、退職慰労金を支給しない。

(非常勤役員の報酬の額)

第 9 条 非常勤役員の理事会出席に当たっては、報酬 5,000 円を交通費実費と合わせて支給する。

- 2 監事が監査業務で法人の事務局等を訪れた場合は、報酬 1 日 10,000 円を交通費実費と合わせて支払う。

(非常勤役員等の費用)

第 10 条 非常勤役員が職務遂行にあたって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うこととし、また、前払いを要するものについては事前に支払うことができる。

2 理事会出席にあたっては、交通費用として本協会旅費規程による交通費実費（必要に応じた宿泊費を含む。）を支給する。

3 非常勤役員が本協会のため出張した場合は、旅費規程による旅費を支給する。ただし、社員たる団体から派遣要員として派遣団に参加する場合は、この限りでない。

（改廃）

第 11 条 この基準の改廃は、社員総会の決議をもって行う。

（附則）

第 1 この基準は、本協会の設立の日から実施する。

第 2 本協会が、国の審査により指定法人として指定され、受託費が使用可能に至るまでの間は、第 3 条の規定にかかわらず、常勤、非常勤役員ともに無報酬とする。

ただし、在職期間に関する規定においては、設立の日から通算する。

第 3 前項の期間内において役員が本協会の用務のために立替支出した費用は、可能な時期に清算するものとする。

第 4 平成 28 年 11 月 14 日一部改正

別表 勤役員月額報酬表

（平成 28 年 6 月 7 日 4 号級支給を決定）

1 号給	400,000 円
2 号給	410,000 円
3 号給	420,000 円
4 号給	430,000 円
5 号給	440,000 円
6 号給	450,000 円
7 号給	460,000 円
8 号給	470,000 円
9 号給	480,000 円